

平成 25 年度 第 5 回 四国地方整備局事業評価監視委員会 議事録

1. 日 時 : 平成 26 年 2 月 26 日 (水) 13:30~15:00

2. 会 場 : 高松サポート合同庁舎 13 階会議室

3. 出席者

委 員 : 矢田部委員長、岡部委員、三木委員、山中委員、渡邊委員

四国地整 : 局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長
営繕部長、用地部長、他

4. 議事内容

・事後評価審議

- 1) 吉野川床上浸水対策特別緊急事業 (飯尾川)
- 2) 那賀川床上浸水対策特別緊急事業 (桑野川左岸)
- 3) 一般国道 11 号 高松東道路
- 4) 一般国道 11 号 坂出・丸亀バイパス
- 5) 一般国道 56 号 須崎道路

・報告

- 6) 仁淀川水系河川整備計画

5. 審議結果等

・事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

- 1) 吉野川床上浸水対策特別緊急事業 (飯尾川)
「今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする
事業者の判断は「妥当」である。
- 2) 那賀川床上浸水対策特別緊急事業 (桑野川左岸)
「今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする
事業者の判断は「妥当」である。
- 3) 一般国道 11 号 高松東道路
「今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする
事業者の判断は「妥当」である。
- 4) 一般国道 11 号 坂出・丸亀バイパス
「今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする
事業者の判断は「妥当」である。
- 5) 一般国道 56 号 須崎道路
「今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性はない」とする
事業者の判断は「妥当」である。

6. 委員からの意見・質問、それらに対する回答等 (意見・質問 : ゴシック、回答等 : 明朝)

・事後評価対象事業

1) 吉野川床上浸水対策特別緊急事業（飯尾川）

- この地域はこの2～3年、住宅建設が増えており、当該事業による大きな効果が発現していると思われる。
- この事業の便益は徳島県が整備している事業と相まって発現した効果と思われる。費用は国の事業分だけ積み上げているが、便益の考え方はどうか。
- 徳島県による河道整備において概ね1/5対応が完成している状況にあり、国の事業による排水ポンプを整備することによって概ね1/10の安全度を確保しているものである。便益は排水ポンプの設置前後の変化を比較し、費用はポンプ整備費用としている。

2) 那賀川床上浸水対策特別緊急事業（桑野川左岸）

- 資料の表現の仕方であるが、写真とその説明図が並んでいるが、見せる方向が違っており、右左が逆になってとても分かりにくい。
- 今後は十分気をつけたい。
- コスト縮減への取り組みで、旧堤の土を有効利用して、新堤築堤に活用している。良い取り組みであり、標準にすべきと思われる。
- 引堤事業における旧堤土砂の有効活用については、それぞれの現場条件や制約条件を踏まえて個別に検討を行う必要があり、標準工法とすることは困難であるが、使える物は出来るだけ有効利用していく考えが基本であり、今後も極力有効利用できるような工夫も進めていく考えである。
- 河川の2事業とも総便益が変わっている。先ほどの事業では総便益が下がって、この事業では上がっている。今回のことから便益の推計精度を上げていくためにはどうすれば良いのか。
- 便益の根拠となる宅地面積とか、地形のデータが変わったことによる便益の変動である。今後、色々な事業の評価を蓄積していき、精度向上に反映させていく考えである。
- 貨幣換算が困難な効果等による評価については、今後どういう扱うのか。例えば、再評価の時に、現在記載しているB/Cとは別に備考的に追加していくのか。
- そのようなイメージである。
- 貨幣換算が困難ななかでも死者数などは、かなりの色々な事業で人命価値として算出・評価されている。河川事業においても便益分析に早く組み込むことを検討すべきである。

3) 一般国道11号 高松東道路

- H17再評価以降に実施した琴平線・長尾線の立体交差化事業は、当初計画にはなく、事業を進めて行く中で追加した箇所なのか。
- 琴電の高架事業は、後から追加したもの。

4) 一般国道56号 須崎道路

- 須崎道路は、8の字ネットワークを形成する道路として非常に重要であると思うが、事業完了後に南海トラフ巨大地震の問題などが出てきたが、南海トラフ対策や早期啓開方法などの検討を行っているのか。
- 南海トラフ巨大地震による道路の被災予測や、早期啓開が可能となる方法を現在、検証・検討しているところである。

5) 全体を通じて

- 道路にしても、川にしても街自体を変える力があり、街の意識を変えながら、街の形を変えていく。こういう力のある様々な事業を行っていくことに対して、街を変えているという意識をしっかりと持って、地元と話し合いをしながら進めて頂きたい。
- 今いる人たちが住み続けたい、それを叶えてあげることが最低レベルのこと。事業により他の地域から移り住んで来て、街を発展させることになれば全然違って来る。そこまで見据えないと、知らない間に街が変わり外から移り住んでくると、今度は災害が来た時に大変なことになる。国交省の方だけではなく、地域の方も含めて皆がこのような公共事業に注目して考えていかなければならない。
- 国交省も1個1個の事業をこういう形で評価しないといけないが、1個1個の事業を実施する結果が住民生活に、そして街づくりに直結しているから、そういう視点も必要である。

以上